

平成31年3月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月25日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判所職員採用試験合格者を採用する際に使用した、全国の裁判所の欠員状況が書いてある文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月28日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 裁判所職員採用試験合格者の採用は、各庁において行っており、最高裁判所では当該文書を作成する必要はないため、対象となる文書を作成又は取得

していない。

イ よって、本件申出に係る文書について不開示とした原判断は相当である。